

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第68号

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第2項中「6,600円」を「7,050円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和7年12月1日から施行し、この規則による改正後の伊賀市職員の給与の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市職員の給与の支給に関する規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

（退職等職員に関する経過措置）

3 この規則の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第69号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する  
規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則  
第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職員の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	187,000	242,000	276,300	309,800
	2	188,100	243,300	277,300	311,300
	3	189,200	244,700	278,300	312,700
	4	190,300	246,100	279,300	314,100
	5	191,400	247,500	280,300	315,500
	6	192,500	248,900	281,300	316,600
	7	193,600	250,300	282,200	317,600
	8	194,700	251,700	283,200	318,800
	9	195,800	253,100	284,200	320,000
	10	196,900	254,300	285,200	321,600
	11	198,100	255,600	286,200	323,200
	12	199,200	256,900	287,200	324,800

13	200,300	258,100	288,200	326,200
14	202,000	259,300	289,500	327,800
15	203,600	260,500	290,800	329,400
16	205,200	261,700	292,000	331,000
17	206,700	262,800	293,200	332,400
18	208,400	263,900	294,500	334,100
19	210,000	265,000	295,700	335,700
20	211,600	266,100	296,900	337,300
21	213,100	267,000	297,900	338,700
22	214,800	268,000	299,100	340,400
23	216,500	269,000	300,300	342,100
24	218,200	270,000	301,600	343,700
25	219,400	271,000	302,900	344,900
26	221,000	271,900	303,900	346,800
27	222,600	272,700	304,900	348,500
28	224,100	273,600	305,900	350,100
29	225,600	274,400	307,000	351,600
30	227,200	275,200	308,200	353,200
31	228,800	276,000	309,300	354,800
32	230,400	276,700	310,500	356,400
33	232,000	277,400	311,600	358,100
34	233,700	278,200	312,900	359,900
35	235,000	279,000	314,200	361,700
36	236,300	279,600	315,500	363,500
37	237,600	280,300	316,700	365,000
38	238,700	281,100	318,000	366,400
39	239,800	281,800	319,300	367,800

40	240,900	282,500	320,600	369,200
41	242,000	283,200	321,900	370,700
42	242,900	283,900	323,100	371,500
43	243,800	284,600	324,400	372,400
44	244,800	285,300	325,500	373,400
45	245,800	286,000	326,400	374,300
46	246,700	286,600	327,700	375,400
47	247,600	287,300	329,000	376,300
48	248,400	287,900	330,300	377,300
49	249,200	288,600	331,400	378,200
50	249,900	289,200	332,700	378,900
51	250,500	289,900	333,900	379,600
52	251,100	290,600	335,100	380,200
53	251,800	291,100	336,400	380,600
54	252,400	291,700	337,400	381,200
55	253,000	292,300	338,500	381,800
56	253,600	293,000	339,600	382,500
57	254,100	293,600	340,300	382,800
58	254,700	294,200	341,200	383,500
59	255,300	294,800	341,900	384,200
60	255,800	295,500	342,700	384,800
61	256,200	296,100	343,500	385,100
62	256,600	296,700	343,900	385,600
63	256,900	297,200	344,400	386,200
64	257,200	297,700	345,100	386,800
65	257,500	298,200	345,900	387,100
66	257,800	298,800	346,600	387,700

67	258,100	299,300	347,300	388,400
68	258,400	299,900	347,900	389,000
69	258,700	300,300	348,400	389,400
70	259,000	300,800	349,000	389,900
71	259,300	301,300	349,500	390,500
72	259,600	301,900	350,100	391,000
73	259,900	302,400	350,400	391,500
74	260,200	302,800	350,900	392,100
75	260,500	303,100	351,200	392,500
76	260,800	303,400	351,600	392,800
77	261,100	303,600	352,000	393,200
78	261,400	303,900	352,500	393,700
79	261,700	304,100	353,000	394,100
80	262,000	304,400	353,500	394,500
81	262,300	304,600	353,800	394,900
82	262,600	304,800	354,200	395,400
83	262,900	305,100	354,600	395,800
84	263,200	305,300	355,000	396,200
85	263,500	305,600	355,300	396,500
86	263,800	305,800	355,700	
87	264,100	306,100	356,100	
88	264,400	306,400	356,500	
89	264,700	306,700	356,700	
90	265,000	307,000	357,100	
91	265,300	307,300	357,500	
92	265,600	307,600	357,900	
93	265,900	307,800	358,100	

94	266,200	308,000	358,400
95	266,500	308,300	358,800
96	266,800	308,700	359,100
97	267,100	308,900	359,400
98	267,400	309,200	359,800
99	267,700	309,500	360,200
100	268,000	309,900	360,600
101	268,300	310,100	361,100
102		310,400	361,500
103		310,700	361,900
104		311,000	362,300
105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	

	121		315,700		
	122		315,900		
	123		316,200		
	124		316,500		
	125		316,800		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行し、この規則による改正後の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第70号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

#### 別表第4（別表第1関係）

##### 短時間勤務会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	242,000
2	184,600	243,300
3	195,800	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900

43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900

73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400

103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

別表第5を次のように改める。

別表第5（別表第1関係）

短時間勤務会計年度任用職員現業職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
1	174,700

2	175,800
3	176,900
4	178,000
5	179,100
6	180,200
7	181,300
8	182,400
9	183,500
10	184,600
11	195,800
12	196,900
13	198,100
14	199,200
15	200,300
16	205,200
17	206,700
18	208,400
19	210,000
20	211,600
21	213,100
22	214,800
23	216,500
24	218,200
25	219,400
26	221,000
27	222,600
28	224,100
29	225,600
30	227,200
31	228,800

32	230,400
33	232,000
34	233,700
35	235,000
36	236,300
37	237,600
38	238,700
39	239,800
40	240,900
41	242,000
42	242,900
43	243,800
44	244,800
45	245,800
46	246,700
47	247,600
48	248,400
49	249,200
50	249,900
51	250,500
52	251,100
53	251,800
54	252,400
55	253,000
56	253,600
57	254,100
58	254,700
59	255,300
60	255,800
61	256,200

62	256,600
63	256,900
64	257,200
65	257,500
66	257,800
67	258,100
68	258,400
69	258,700
70	259,000
71	259,300
72	259,600
73	259,900
74	260,200
75	260,500
76	260,800
77	261,100
78	261,400
79	261,700
80	262,000
81	262,300
82	262,600
83	262,900
84	263,200
85	263,500
86	263,800
87	264,100
88	264,400
89	264,700
90	265,000
91	265,300

92	265,600
93	265,900
94	266,200
95	266,500
96	266,800
97	267,100
98	267,400
99	267,700
100	268,000
101	268,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行し、この規則による改正後の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第71号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則（令和3年伊賀市規則第37号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	県営農業用河川工作物 応急対策等事業	大規模	100分の4
		小規模 総事業費5,000万円以上	100分の4
		小規模 平地 総事業費800万円以上	100分の9
		小規模 中山間地 総事業費800万円以上	100分の6.5

を

」

「

県営農業用河川工作物 応急対策等事業	大規模 総事業費1億円以上	100分の2
	小規模 総事業費5,000万円以上1億円未満	100分の2
	小規模 平地 総事業費800万円以上5,000万円未満	100分の5
	小規模 中山間地 総事業費800万円以上5,000万円未満	100分の3

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第72号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第126号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中「遵守します」を「遵守し、業務を遂行することを誓約します」に、「上記を遵守し」を「なお」に、「異議なく、かつ、補償を要求しないことを保証人連署のうえ誓約します」を「異議ありません」に改め、  
「保証人 住所 氏名」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊賀市健診センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第73号

伊賀市健診センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市健診センター設置条例施行規則（平成19年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表1 健診料に次のように加える。

DWIBS+乳房MRI検診	45,000円
MRIもの忘れ検診	27,500円

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第74号

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例施行規則を廃止する規則

伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例施行規則（平成16年伊賀市規則第140号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第75号

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則を廃止する規則

伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則（平成16年伊賀市規則第141号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲森稔尚

## 伊賀市規則第76号

伊賀市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

伊賀市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年伊賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第15号及び様式第24号中「健康保険被保険者証」、「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」、「健康保険の被保険者証」、「住民基本台帳カード(注)、ただし」及び「(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削り、「被保険者証を複写機により複写したもの」を「健康保険の資格確認書等を複写機により複写したもの」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

伊賀市市税等の予納に関する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲森稔尚

## 伊賀市規則第77号

### 伊賀市市税等の予納に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の3第1項各号に掲げる徴収金として、伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第3条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）第9条に規定する国民健康保険税（次条において「市税等」という。）を予納することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (予納の手続)

第2条 予納しようとする者は、予納しようとする税目、年度、理由及びその他市長が必要と認める事項を記載した申出書又は市の指定する電子的方法により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、前年度分までの市税に未納がないことを確認し、歳入歳出外現金の市税等保管金として納入通知書を当該申出をした者に交付するものとする。

#### (補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、予納に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊賀市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第78号

伊賀市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

伊賀市市税に関する文書の様式を定める規則（平成16年伊賀市規則第78号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

様式番号	名称
1	納付書
2	納入通知書兼領収証書
3	納付（納入）催告書
4	納期限変更告知書
5	納付（納入）受託証書
6	地方税法（昭和25年法律第226号）第14条の16の規定による徴収通知書
7	仮登記（録）財産差押通知書
8	告知書
9	保全担保提供命令書
10	抵当権設定通知書
11	保全差押金額決定通知書
12	交付要求書
13	交付要求通知書
14	徴収猶予申請書
15	徴収猶予承認通知書

16	徴収猶予申請却下通知書
17	徴収猶予取消通知書
18	徴収猶予期間延長申請書
19	徴収猶予期間延長承認通知書
20	徴収猶予期間延長申請却下通知書
21	換価猶予通知書
22	延滞金減免申請書
23	過誤納金還付（充当）通知書
24	過誤納金還付（充当）通知書
25	過誤納金還付請求書
26	納税証明書
27	軽自動車税種別割車両検査用納税証明書
28	督促状
29	納税管理人申告書
30	納税管理人廃止届
31	市民税・県民税・森林環境税申告書
32	市民税・県民税・森林環境税 納税通知書
33	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額のお知らせ（納税義務者用）
34	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額のお知らせ（特別徴収義務者用）
35	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書
36	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）
37	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）
38	市民税・県民税・森林環境税 減免・免除申請書
39	市民税・県民税・森林環境税 減免・免除決定通知書
40	市民税・県民税・森林環境税 納入書

41	法人市民税更正・決定通知書
42	法人設立（開設）申告書
43	固定資産税納税通知書
44	固定資産評価員証
45	固定資産評価補助員証
46	固定資産税更正通知書
47	住宅用地申告書
48	固定資産減免申請書
49	固定資産非課税申告書
50	相続人代表届出書
51	未登記家屋所有者変更届
52	家屋滅失届
53	軽自動車税種別割納税通知書兼領収書
54	軽自動車税種別割申告書（報告書）
55	軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）
56	軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）
57	原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書
58	原動機付自転車・小型特殊自動車標識
59	原動機付自転車・小型特殊自動車廃車申告受付書・譲渡証明書・ 廃車申告受付書（自賠責保険解約用）
60	試乗用軽自動車の新標識交付申請書
61	身障減免申請書
62	軽自動車税種別割減免申請書
63	入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書
64	入湯税納入申告書
65	鉦産税納付申告書
66	税務証明申請書

67	所得証明書
68	課税証明書
69	非課税証明書
70	市税等の予納申出書

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第79号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第143条第1項第2号に次のように加える。

コ 予納金

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。